

奈良県告示第二百六十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の設立を認可した。

令和二年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 組合の名称

田原本駅南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年十月十三日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

磯城郡田原本町幸町の一部

四 事務所の所在地

磯城郡田原本町一六〇番地の二

五 設立認可の年月日

令和二年九月三十日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。

八 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

個別利用区は、定めない。

九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和二年十一月十一日